

火災予防上必要な業務に関する計画書

(目的)

第1条

この計画は、中間市火災予防条例第42条の3に基づき、_____（以下「催し」という）における火災予防上必要な業務に関する事項を定め、火災その他の災害の予防と人命の安全、被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、催しに関するすべての者に適用する。

(主催者の業務と権原)

第3条

- (1) 主催者は、催しに関する火災予防上必要な業務について、すべての責任を持つものとする。
- (2) 主催者は、関係者の中から防火担当者を定め、火災予防上必要な業務を行わせなければならない。
- (3) 主催者は、催しに出店する露店等の開設者（以下「出店者」という）に対して、事前に出店内容確認票を提出させ、火気器具等の使用の有無、種別及び燃料、危険物の取扱いの有無、危険物品名、数量、保管方法及び消火器設置の有無等を把握し、必要に応じて適切に事前指導するものとする。
- (4) 主催者は、出店者に別紙1及び別紙2を事前に配布し、内容を周知する。
- (5) 主催者は、防火担当者が火災予防上必要な業務に関する計画を作成（変更）する場合、必要な指示を与えなければならない。
- (6) 主催者は、防火担当者に対し指導監督を行うものとする。

(防火担当者の業務と権原)

第4条 防火担当者は、この計画の作成及び実行について、すべての権限を持って次の業務を行う。

- (1) 火災予防上必要な業務に関する計画書を作成（変更）する。
- (2) 出店確認票により得た情報を基に、火災予防上の安全に配慮した会場の配置計画を作成する。
- (3) 催し会場全体における火災予防上の統括管理を行う。
- (4) 出店者に対する指導監督を行う。

- (5) 災害発生時の初動対応の指揮命令を行う。
- (6) 防火担当者は所在を明確にしておく。
- (7) 催しの開催前及び開催中における会場内の確認を行い、その結果を主催者に報告する。
- (8) この計画に変更等が生じた場合、速やかに関係者に周知及び消防機関へ連絡し、必要に応じて計画書の差替えをする。
- (9) その他火災予防上必要な業務。

(出店者の遵守事項)

第5条

- (1) 出店者は事前に主催者に対し、出店確認書により必要事項を報告しなければならない。
- (2) 出店者は、別紙1の火災予防上必要な事項を遵守しなければならない。
- (3) 出店者は、主催者及び防火担当者の指示に従い、出店防止及び被害の軽減に努めなければならない。
- (4) 火災等災害発生時は速やかに防火担当者に報告するとともに、別紙2により、初期消火、通報、避難誘導を行わなければならない。

(災害発生時の初動体制)

第6条 災害発生時の初動体制については、別紙2のとおりとする。

(その他)

第7条 主催者は、この計画を催し本部に常備し、関係するすべての者に周知する。

附 則

この火災予防上必要な業務に関する計画は令和 年 月 日から
令和 年 月 日までの間において施行する。